

事 務 連 絡  
令和 5 年 5 月 10 日

各都道府県公立大学担当課 }  
各市町村公立大学担当課 } 御中  
各公立大学事務担当課 }

総務省自治財政局財務調査課

地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進について（周知）

総務省においては、『地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱』により、地域における雇用創出・若者定着を目的として、地方公共団体と大学等が具体的な数値目標を掲げた「協定」を締結し、対象となる取組を行う場合に、地方公共団体の経費について特別交付税を措置することを定めており、本年度からは対象となる取組に「地域人材のリスキリングの推進」を追加したところです。

このことについては、既に総務省自治財政局財務調査課長から各都道府県の財政・市町村担当部長及び指定都市の財政担当部長宛に通知しているところですが、特に公立大学は地方公共団体が設置する大学として率先して地域課題の解決に取り組む使命を有していることから、本制度を活用した連携の推進について積極的に御検討いただくよう重ねてお願い致します。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

<送付資料>

別添 1：地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱

別添 2：地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進に係る概要資料

(連絡先)  
総務省自治財政局財務調査課  
伊藤、倉下  
TEL：03-5253-5647（直通）  
E-mail：koudaihou@soumu.go.jp